

京都市高齢者施策推進協議会 第2回地域共生推進ワーキンググループ

本日のテーマ

地域における支え合い体制の 構築について



日時：令和8年6月16日 10時～
場所：京都市役所分庁舎 第4会議室



本日の流れ

- 1 出席者自己紹介
- 2 事務局よりテーマ説明
 - (1) 論点 (課題)
 - (2) 実施中の関連事業
 - (3) 他都市事例
- 3 意見交換
- 4 意見のとりまとめ・方向性

出席者自己紹介

(五十音順・敬称略 ☆は部会長)

氏名	所属団体・役職など	備考
井垣 敦	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	
奥本 喜裕	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長	
喜多 晃子	京都弁護士会弁護士	
児玉 賢	(一社)京都府薬剤師会常務理事	
志藤 修史☆	大谷大学社会学部教授	
寺内 成子	京都市地域女性連合会理事	欠席
中野 悦子	京都市民生児童委員連盟理事	
中山 英之	(一社)京都市老人クラブ連合会常務理事・事務局長	欠席
藤田 邦雄	市民公募委員	
吉川 彰	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	

テーマ 地域における支え合い体制の構築について

論点① 地域の支え合いの仕組みの構築と活動の活性化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な主体の参画による支え合い活動を充実し、すべての人に「居場所」と「出番」のある社会を実現する必要がある。こうした地域の支え合いの仕組みをどのように構築し、活動の活性化を図るか。

論点② 地域の高齢者など多様な主体の活躍

これからの支え合い体制の構築には、介護事業者はもとより、元気な高齢者や民間企業など、多様な主体の参画が欠かせない。「通いの場」での社会参加を通じた支え合いなど、多様な主体の活躍をどのように促進していくか。

実施中の関連事業

- 1 地域支え合い活動創出事業（生活支援体制整備事業）
- 2 地域支え合い活動補助事業
（介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・活動B）
- 3 生活支え合い型ヘルプサービス
（介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・活動A）
- 4 多様な通いの場・就労の取組
- 5 区・支所地域コミュニティHub

1 地域支え合い活動創出事業（生活支援体制整備事業）

背景

急速に高齢化が進み、一人の若者が一人の高齢者を支える時代がやってくる

胴上げ型社会

1965年



65歳以上1人に対して
20歳～64歳は

9.1人

騎馬戦型社会

2012年



65歳以上1人に対して
20歳～64歳は

2.4人

肩車型社会

2050年



65歳以上1人に対して
20歳～64歳は

1.2人（推計）

目指す社会



高齢者が長く社会で
活躍できる社会をつ
くり互いに助け合う

背景

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、（略）以下の（ア）に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とし、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置する。（略）

第1層・第2層の役割

第1層：市町村区域で①～⑤を中心に行う機能

第2層：日常生活圏域で、①～⑥を行う機能

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

協議体の設置

（略）市町村が主体となって、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。



京都市の実施状況

1 地域支え合い活動創出事業

平成28年5月から

- ・各区社会福祉協議会に11名（各区1名）
- ・統括者として「統括地域支え合い活動創出コーディネーター」を市社会福祉協議会に1名配置
- ・「地域支え合い活動調整会議」（協議体）を各区・支所単位で設置



平成30年4月から

- ・区・支所（計3地区）のコーディネート業務を担っていた伏見区において、新たに1名を追加配置

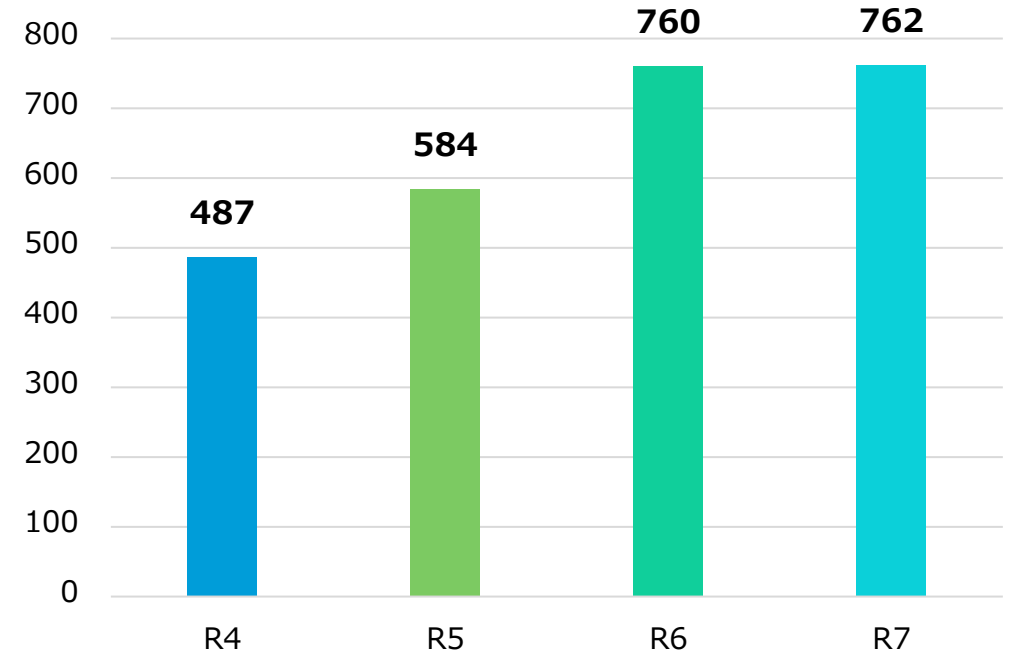


令和6年10月から

- ・西京区と伏見区に新たに1名ずつ（洛西支所及び深草支所担当として）追加配置

現在、地域支え合い活動創出コーディネーター14名、統括地域支え合い活動創出コーディネーター1名を配置。第1層・第2層の役割を担い取組を進めている。

コーディネーターのアウトリーチ回数



	R4	R5	R6	R7
支援した取組件数（件）	40	89	72	54

取組事例 上京フルブルームプロジェクト（上京区）

園芸活動をきっかけに、いろんな世代の人が関われる地域づくり

背景・経緯

- 介護予防推進センターより「参加者に園芸活動に興味関心のある方が多くいる」という情報共有があった。
- 施設職員より特養の屋上を活用して何かできないかという相談があった。
- ニーズをつなぎ合わせることで「園芸活動をきっかけにした多世代交流の場づくり」が生まれた。
- 地域支え合い活動入門講座を実施し、園芸に関心のある活動者の募集を行った。

参加者の声



活動に参加することで、仲間ができた。収穫も楽しみだが、作業をしながらメンバーで話をするのが楽しい(70代男性)

SCとしてのねらい

- 活動拠点を増やし、上京区全体で取り組むプロジェクトとして充実させる。
- さまざまな形での参加を支援し、やりがいの充実を外部の関係機関等に発信できるよう関わる。
- 区内の既存の園芸活動団体も含め、団体同士が交流できる場をつくる。

特色

- 屋上で野菜づくりを楽しむグループが結成。収穫した野菜は施設にも届け、笑顔を広げることを目指す温かい活動になっている。
- 児童館を会場に「こけ玉づくり」の講座を実施。会場の障害デイの利用者や子育て支援の親子連れが参加した準備作業や講座で使用する材料の提供という形で、個別支援の対象者の参加につながった。



取組事例

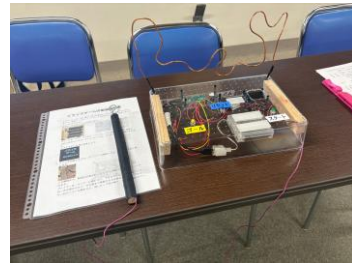
居場所づくり学習会&情報交換会（北区）

ココがワタシのアナザースカイ～楽しさがめぐるまち～



背景・経緯

- これまでから関わりのある団体より「取組がマンネリ化している。他団体の様子も聞いてみたい。」という声を聞き、団体同士が交流できる場の必要性を感じる。
- 他分野多世代交流という視点から北区内の居場所（子ども・高齢者問わず）を運営する団体が集まり、学び、交流する機会を提供することで、各団体の活性化へつなげたい。



SCとしてのねらい

- “場を創る”活動に取り組む団体同士の情報交換・ネットワークづくり。
- 他団体の様子を知ることで、自分たちの活動を発展させる。
- 自団体の魅力・強みを発見し、担い手のモチベーション向上につなげる。
- SCとして活動での困りごとや課題を把握する。

当日の様子



居場所が「参加者も担い手も安心できる場所」であることで、自然と参加者の得意を活かした役割が生まれ、担い手の負担軽減にもつながることが共通認識として共有された。

また、参加者同士でつながる時間も設けられ、「新規メンバー集めの工夫」「参加者が楽しめるアイデアを教えてほしい」等、各団体の困りごとが発信された。「SNSや自治会掲示板は若い世代も見ているので、広報活動に力を入れることが大事ではないか」「少し若い世代に広報を手伝ってもらうことで世代間交流も生まれるのではないか」というアイデアの他、「居場所に行ってプログラムを提供しているのに、ぜひ声をかけてほしい」という団体同士の繋がるきっかけとなる場面も見られた。

課題

○ 地域へのきめ細かなアウトリーチ活動の実施

<コーディネーターの声>

- ・大規模区では移動範囲が広く、車で片道20～30分のロスになることもある。
- ・地域包括支援センターとの連携が重要であり、同センターが主催する地域ケア会議に参加するが、担当区域のセンター数が多いほど日程のブッキングや会議数の負担が大きい。
- ・地域から「やりたい」という声があがっても、時間が足りず、コーディネーターとして十分に関われないことがある。

○ 第1層コーディネーター的役割の遂行

○ 地域支え合い活動創出コーディネーターの認知度向上

<コーディネーターの声>

- ・地域住民、関係機関との信頼関係が重要であるが、異動等で担当コーディネーターが変更となった場合、まずコーディネーターの役割について理解してもらうことから始める必要があり、信頼関係の構築に時間を要する。



2 地域支え合い活動補助事業

要支援者等の高齢者の日常のちょっとした困りごとについて、地域における多様な主体による支え合い活動を推進していくため、介護予防・日常生活支援総合事業において、**市民主体のボランティアによる生活支援活動に対する補助**を実施
(令和8年度新規・充実事業 予算額：650万円)

補助対象団体

市民の主体的な活動として、要支援者等の居宅において生活支援（※）を提供する法人又は任意団体
（※）買物、掃除、庭仕事、電球交換、移動支援など

補助対象経費

- ・人件費（利用者の利用調整等を行う者に対する人件費）
活動回数に応じて、月当たり定額1,000円～5,000円
- ・活動費（ボランティア謝礼、通信運搬費、物品購入費、ボランティア保険料等）
活動回数に応じて、月当たり上限5,000円～15,000円
※車両による移動支援を行う場合は、月当たり上限10,000円～30,000円
- ・新規立ち上げに要する費用
団体を立ち上げた年度に限り上限50,000円



手引き等の作成

補助金の内容や申請手続の流れ、団体運営のポイント等を記載した「京都市地域支え合い活動補助金の手引き」を作成し、京都市HPに掲載するとともに、説明動画を掲載。
また、事業周知や活用促進のためのリーフレットを作成し、各区役所・支所に配架。

情報交換会の開催

- ・補助事業の活用による地域の支え合い活動の活性化や機運の醸成を目的とした情報交換会を開催。令和8年度は本市からの制度説明に加え、基調講演、団体による取組発表、質疑応答等を実施。
(4月17日開催。参加者119名)
- ・団体同士の交流や情報交換、関係機関の連携促進等を目的に、令和9年度以降も毎年開催予定。

市民向け広報

制度開始について市民しんぶん（5月号）に掲載。今後、活動団体の紹介や補助金の活用事例等について市民しんぶん各区版等への掲載を検討中。

申請状況 11件（令和8年6月16日時点）

＜参考＞京都市福祉ボランティアセンターに登録されている生活支援活動団体 41団体

※「ひと・まち交流館京都 団体情報検索ページ」にて高齢者支援（生活・介護）の登録団体を検索

3 生活支え合い型ヘルプサービス

介護予防・日常生活支援総合事業における「支え合い型ヘルプサービス」（本市の定める研修を修了した従事者等による生活援助）の報酬単価を「生活支援型ヘルプサービス」（ホームヘルパーによる生活援助）と同額に引き上げ、生活援助に係る地域での支え合いを促進

<令和7年度まで>

	介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容	訪問介護員による身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	訪問介護員による生活援助	本市が定める研修を修了した従事者等による生活援助
1回当たり報酬	287	220	214

<令和8年度から>

	介護型	(新) 生活支え合い型
サービス提供内容	訪問介護員による身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	本市が定める研修を修了した従事者等による生活援助
1回当たり報酬	287	220

訪問介護員は
より専門性の高い業務に注力

・地域のつながりの継続
・地域住民の活躍

【指定訪問型サービスの事業所数】 令和8年4月1日時点

介護型 ヘルプサービス	生活支え合い型 ヘルプサービス	合計
469	277	746

【利用者数】 令和8年3月利用分

介護型 ヘルプサービス	生活支援型 ヘルプサービス	支え合い型 ヘルプサービス	合計
3,786人	996人	75人	4,857人
(78.0%)	(20.5%)	(1.5%)	

【生活支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数（累計）】 令和8年4月1日時点

1,470人

4 多様な通いの場・就労の取組

通いの場や就労の取組は、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸に寄与するとともに、元気な高齢者が、地域での交流を通じて、身近な高齢者のニーズを把握し、支え合い活動の創出に繋がることも期待される。

通いの場 健康長寿サロン

地域住民が主体となって開設するサロンの取組を支援。集会所や空き店舗を活用し、趣味の活動や介護予防の取組を実施。

<設置数> 119箇所 (R7年度)

<活動内容>

健康体操、囲碁・将棋、茶話会
カラオケ、健康マージャン など

通いの場 老人福祉センター

同好会活動（卓球、囲碁・将棋など）の場の提供や介護予防の取組（健康体操、教養講座など）を実施。

<設置数> 17箇所 **担い手としても**

<活動内容>

健康体操、筋トレ、卓球
ダンス、囲碁・将棋
スマホ講座 など

地域活動 老人クラブ

高齢者自ら生きがいと健康づくり、ボランティア活動などを行うクラブの運営を支援。

<設置数> 752クラブ (R7年度)

<活動内容>

独居高齢者見守り（友愛活動）
グラウンドゴルフなど健康づくり
事業、清掃・美化活動など

通いの場 健康すこやか学級

小学校の空き教室などで要支援又は要介護状態への進行を予防する体操などを実施。

<実施個所> 167箇所 (7年度)

<活動内容>

簡単な運動、介護予防講座
茶話会、レクリエーション など

就労 シルバー人材センター

長年培ってきた技能や経験を生かした短期的また軽易な就労を通して「健康で生きがいのある生活」を支援。

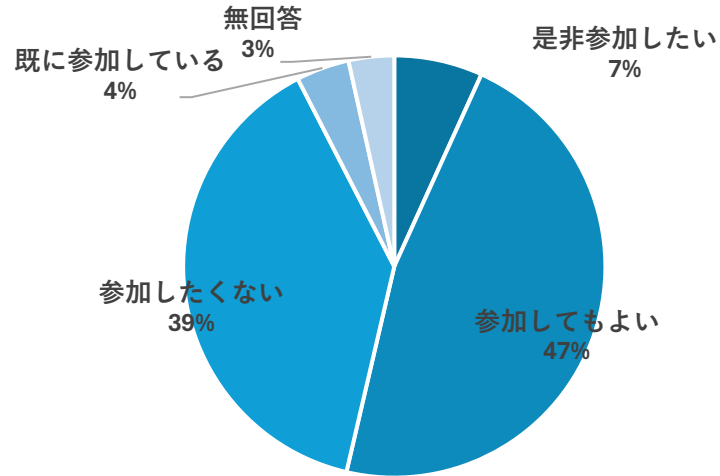
<主な就労内容>

除草・剪定、筆耕
駐車場管理、パソコンの指導
福祉・家事援助サービス など

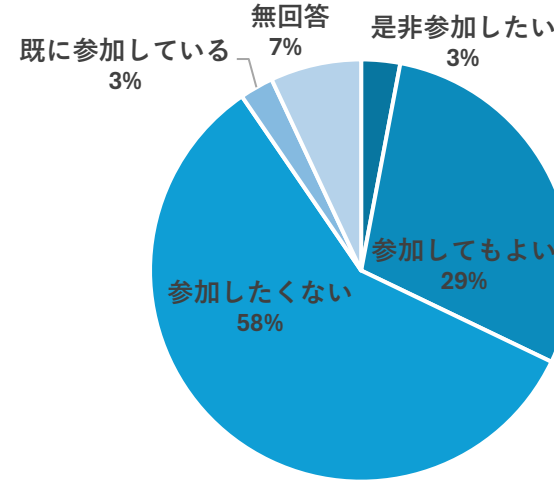


(参考) 高齢者の地域活動への意欲等について ～令和7年度実施「すこやかアンケート」調査結果より～

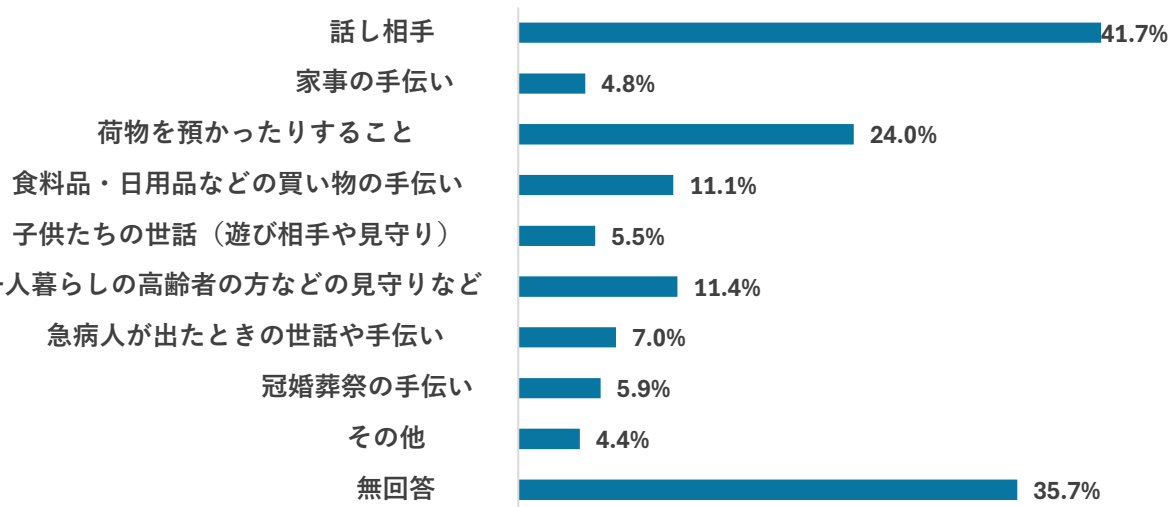
地域活動の参加者としての参加意向



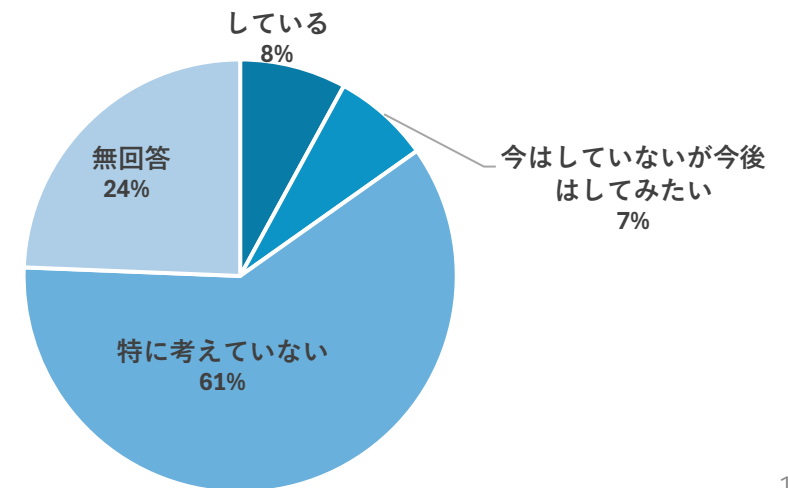
地域活動の企画・運営（お世話役）としての参加意向



近所で手助けや協力ができること <複数回答>

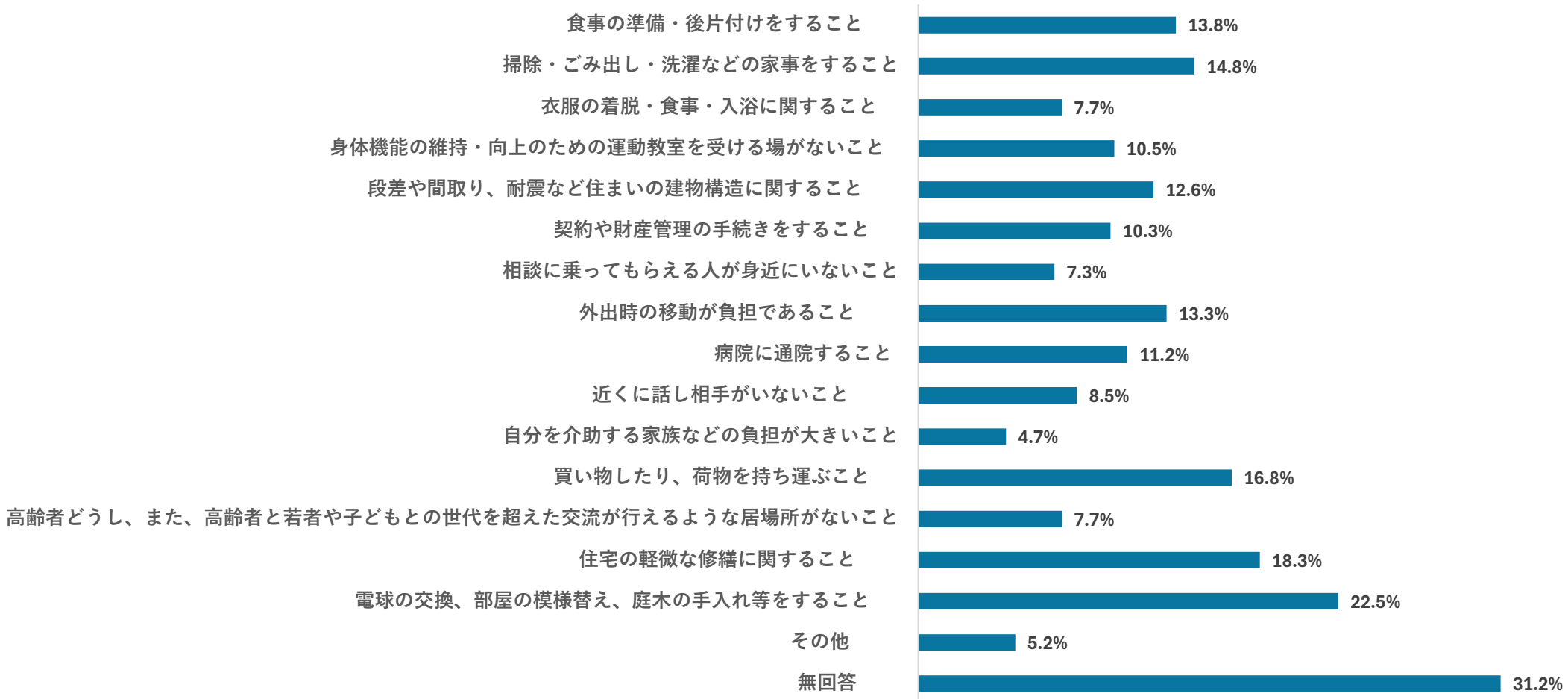


健康づくりや介護予防のためにしていること（ボランティア活動）



(参考) 高齢者の地域活動への意欲等について ～令和7年度実施「すこやかアンケート」調査結果より～

日常生活で不自由に感じていること <複数回答>



5 区・支所地域コミュニティHub

人と人をつなぐ結節点となり、全ての人に「居場所」と「出番」を創出するため、令和7年度から、「地域コミュニティHub」を設置（各区役所・支所に「区Hub」、京都市役所に「市Hub」を設置）組織の垣根を越えて、地域の多様な主体の「つながり」や「むすびつき」を形成・促進する中で、つながり・支え合うコミュニティ形成を支援（実際のコミュニティ例）9ページ：上京フルブルームプロジェクト

区役所・支所の機能強化の取り組みの1つとして、地域コミュニティHub^{ハブ}を設置！

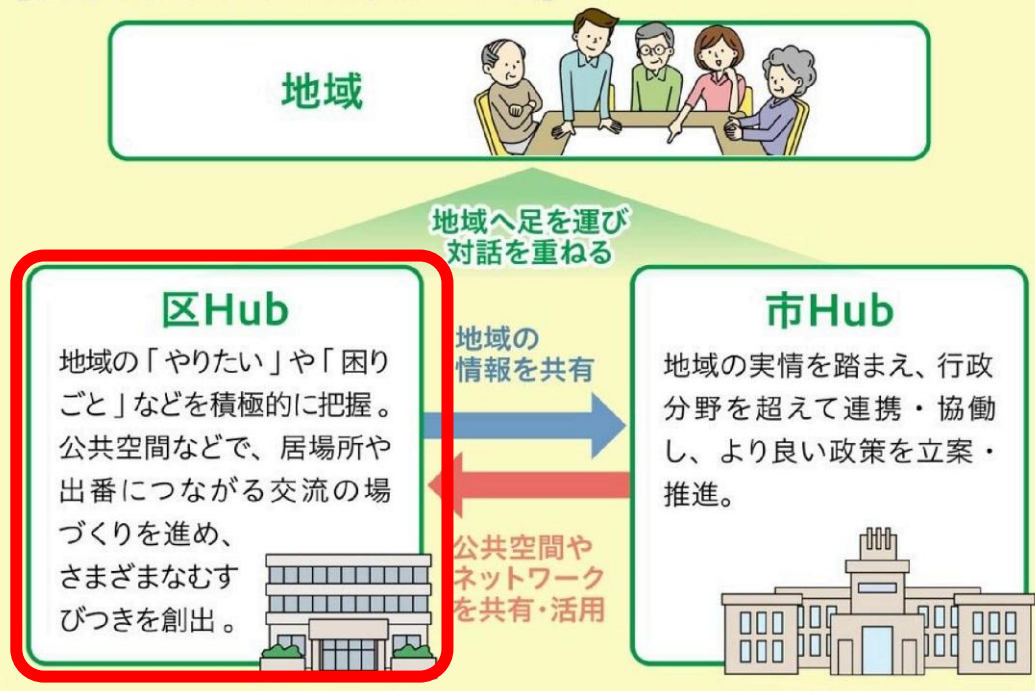
地域コミュニティHubとは

部署の垣根を越えて、さまざまな職員で構成されるチームのこと。市民の皆さまや地域の多様な活動主体など、「ヒト・モノ・コト」をつなぐ結節点として、互いにつながり・支え合うコミュニティ形成を支援します。

区役所・支所には「区Hub」を、京都市役所には「市Hub」を設置します。



【地域コミュニティHubのイメージ図】



他都市事例

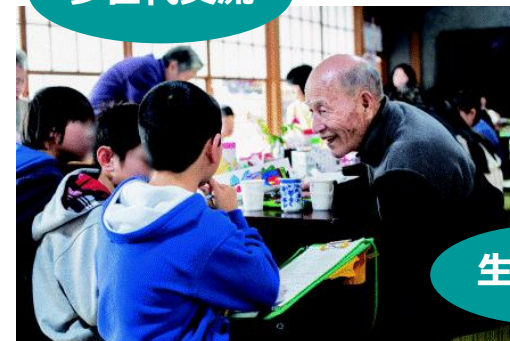
- 1 多様な主体の参画例
- 2 地域資源の見える化
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 4 活動の担い手を増やすための取組

1 多様な主体の参画例

(1) 地域住民の活動

新潟県新潟市

- ・誰もが気軽に集まり交流することができる「地域の茶の間」を設置し、介護予防と生活支援を一体的に推進。それぞれが生きがいや役割を持つことで、自発的な参加意欲が生まれる場となっている。
- ・市内9か所に設置する「地域包括ケア推進モデルハウス」には定期的に専門職を派遣し、相談・アドバイスを実施。
- ・地域の茶の間の理念や、運営のノウハウを学ぶ「茶の間の学校」で人材を育成。



その場に
いない人の
話をしな
(ほめる事も含めて)

プライバシーを
覗き出ない。

どなたが来られても
「あの人だね!!」という
目はない。

(2) 民間事業者の参画 **愛知県豊明市**

- ・民間企業と地域の共同型で「まちかど運動教室」を展開。地域で会場を確保し、民間企業が講師のインストラクターを派遣。
- ・生活支援や健康寿命延伸に寄与するサービスを展開する民間企業に市から声をかけて協議の場を設置し、高齢者のニーズや利用のしにくさなどを協議。
- ・公的保険外サービスの創出・促進に関する協定を18の民間企業等と締結。



自動車販売店の商談スペースでの体操教室



温泉施設での健康講座



民間企業との協議の場にはリサイクル業者、フィットネスクラブ、清掃業者、食品メーカー、スーパーマーケット、天然温泉施設、カラオケ施設、学習塾等が参画



カラオケボックスを利用した体操教室

買物リハビリ

島根県雲南市

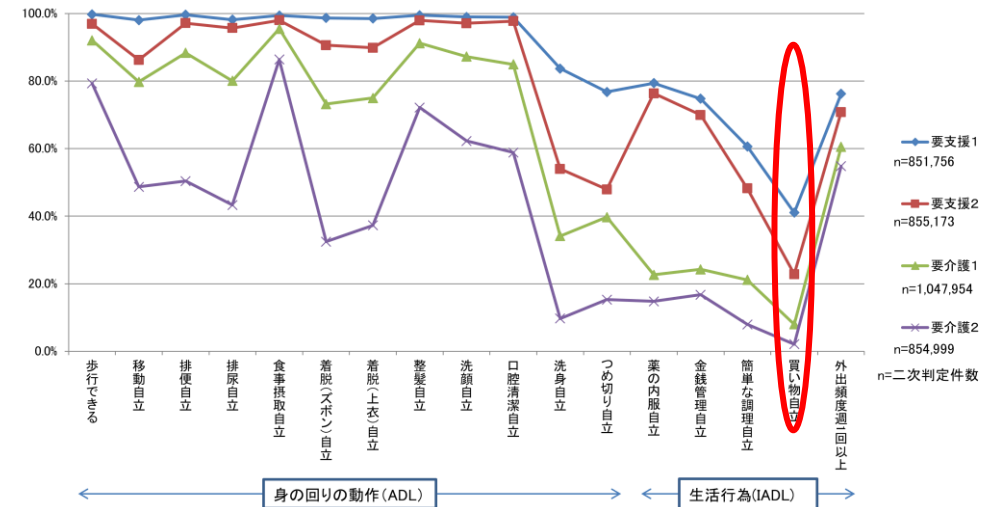
- ・ショッピングセンターにサロンを開設。そこを会場として、フレイル状態等の高齢者を自宅から送迎し、買物を通じて身体・認知機能を高める取組を実施。
- ・専用カートのご貸与により、足腰に不安のある高齢者でも安心して買物ができるよう支援。
- ・そのほか、ルディックポールを用いた健康体操や、様々な相談対応等を実施。



専用のショッピングカートを用いた買物支援



ルディックポールを用いた健康体操



要支援1～要介護2の身の回りの動作(ADL)、生活行為(IADL)の可否を示した図。生活行為の中でも買物は最もできなくなる割合が高い。

(3) NPO法人の参画

山形県天童市

- 生活支援活動の有償ボランティアを行っていたNPO法人が、一人暮らし高齢者等の居場所の必要性を感じて開設。
- もともとは空き家を活用して始めたが、ボランティア活動の事務所内に移転。生活支援活動の参加者が中心となり居場所を運営。
- 毎日のランチのほか、おしゃべり、編み物、休憩、体操など自由な活動を実施。



(4) 様々な地域資源の活用

大学との連携 **東京都港区**

- 大学と連携し、子どもからお年寄りまで誰でも自由に出入りできる地域交流拠点を整備。
- 学生等との協働により、大学の研究資源を活かした事業や学生インターンシップ受入事業、高齢者の見守りサポート事業、環境整備事業も実施。
- 現代社会で見失いがちな、まち（隣近所）の中での思いやり、助け合いを育ていけるよう、誰でも自由に出入りでき、ともにまちを考え、あたたかな人間関係が生まれる交流の場を目指している。



農福連携

宮城県仙台市

- ・古いニュータウンの住宅地における町内会活動をベースに農的活動を実施。
- ・地域の高齢者の社会参加促進と活躍の場を作るため、地域の会館の跡地を活用した「青空サロン」に菜園を設置し活動を開始。
- ・収穫した野菜を移動販売の買い物客に提供することで、意欲を高めるとともに移動販売の集客に役立てる相乗効果を狙っている。



2 地域資源の見える化

愛知県豊川市

じよいなす豊川 (R7.3~)

- ・民間企業と連携し、集いの場などの地域資源情報をオンラインマップや掲示板としてのリアルタイムな情報として展開。
- ・これまで紙媒体で発行していた地域資源情報をオンラインマップとして提供することで、即時性の高い情報を提供。
- ・掲示板機能では、地域の活動者が発信しているイベントや行事のチラシといったリアルタイムな地域情報を展開でき、利用者は日付やジャンルごとに検索可能。
- ・市社協との協働により、令和7年3月から実証事業を開始。周知集客及び発信管理業務の効率化を図れるか検証を行う。



3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

神奈川県横浜市

通所型サービス・活動 B

住民主体により展開される通所型のサービスや活動。

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動
- ・セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動
- ・高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動
- ・住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援などが想定されている。

- ・地域の拠点などで、要支援者等を中心とした利用者に、定期的に（週 1 回以上かつ概ね 3 時間以上）高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する住民主体のボランティア等に補助金を交付

（補助金額：活動費 最大60万円／年、拠点家賃等 最大240万円／年）

通所型サービス・活動 B 事業の実施に向けた助走事業（R8～）

- ・通所型サービス・活動 B 事業の実施を目指す、ボランティアを始めとした地域住民の方々が、地域の拠点などにおいて、広く高齢者の方に対する居場所づくりや介護予防のサービスを提供する活動
- ・通所型サービス・活動 B 事業実施までの準備期間として実施。活動に係る費用に最大 4 年間補助金を交付
（補助金額：最大60万円／年）

大阪府大東市

生活援助型訪問サービス（訪問型サービス・活動A）

- ・生活援助の訪問型サービス・活動Aについて、民間事業者等（ハウスクリーニングや家事代行などを事業としている会社、生前整理を主な事業としている会社、シルバー人材センターの3事業者）に委託して実施
- ・生活援助は原則として生活サポート事業（①訪問型サービス・活動B）の利用とし、それでは対応できない方には生活援助型訪問サービス（②訪問型サービス・活動A）、それでも対応できない方には短時間介護予防型訪問サービス（③従前相当サービス）を実施

<生活援助の実施主体別優先順位>

- ① 訪問型サービス・活動B → 市民主体
- ② 訪問型サービス・活動A → 民間企業
- ③ 従前相当サービス → 介護事業所

- ・市は、民間事業者への参入促進のため、市内でサービスを提供しているハウスクリーニング業者への声かけや、大阪府の産業部局の協力のもと、「大阪健康寿命延伸産業創出プラットフォーム」に登録している企業への声かけを行った。

兵庫県神戸市

「新しい通所型サービス」（通所型サービス・活動A）（R8～）

- ・運動などを含む介護予防プログラムを民間企業等の多様な主体に委託して実施
- ・週1回、1回当たり90分以上で、運動プログラムのほかは各事業者によるオリジナルプログラムを実施
- ・管理者とスタッフをそれぞれ1名以上配置。資格要件はなし。
- ・事業者はプロポーザルにより選定。令和8年度は10事業者で実施、令和10年度から順次実施場所を追加し、令和12年度には市内76か所（圏域ごと）で実施予定。

音楽、調理、ウォーキング、農業・園芸、フラワーアレンジメント、絵画、健康マージャン、地域の歴史学習・フィールドワーク等を想定

（出典）神戸市ホームページをもとに本市作成

兵庫県宝塚市

訪問型サービスの運用見直し・訪問型サービスBの新設（R8～）

- ・要支援者等で生活援助のみ利用希望する方は原則、訪問型サービスA又は訪問型サービスBの利用とする。
- ・例外的に従前相当サービスを利用する場合は、事前に理由書の提出が必要
- ・訪問型サービスA（研修修了者等による生活援助）に独自加算を新設
- ・訪問型サービスB（住民主体による生活支援活動への補助事業）を新設

4 活動の担い手を増やすための取組

福岡県北九州市

いきいき生活のための地域デビュー手引書

- ・定年退職世代など主に中高年の方を対象とした、地域活動・ボランティア活動の入門書「いきいき生活のための地域デビュー手引書」を発行。
- ・退職後の「生きがい」や「やりがい」を身近な場所で見つけるヒントを掲載。
- ・企業の退職者説明会やライフプランセミナー、ボランティア団体や地域団体の研修会等での活用を呼び掛けている。



1 地域の支え合いの仕組みの構築と活動の活性化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な主体の参画による支え合い活動を充実し、すべての人に「居場所」と「出番」のある社会を実現する必要がある。こうした地域の支え合いの仕組みをどのように構築し、活動の活性化を図るか。

2 地域の高齢者など多様な主体の活躍

これからの支え合い体制の構築には、介護事業者はもとより、元気な高齢者や民間企業など、多様な主体の参画が欠かせない。「通いの場」での社会参加を通じた支え合いなど、多様な主体の活躍をどのように促進していくか。

- 1 ケアマネジメントの諸課題に関する検討会資料
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会資料
- 3 政令指定都市における多様なサービス・活動の実施状況

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理概要（抜粋）

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加等により、ケアマネジャーの役割の重要性は増大する一方で、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向。
- 利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務の整理やICT等の活用により負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことが喫緊の課題。以下に沿って制度改正や報酬改定等に向けて引き続き検討。

1. ケアマネジャーの業務の在り方

～ケアマネジャーが専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備～

- ケアマネジャーは、在宅の介護サービスの要。利用者に寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担う。かかりつけ医等医療を含む地域の関係者と顔の見える関係を構築し、利用者にとって適切な支援を行うことが重要。いわゆるシャドウワークも含めケアマネジャーの業務が増加する中、ケアマネジャーが専門性を生かして利用者へのケアマネジメント業務に注力できる環境整備が必要。
- 利用者にとってより質の高いケアマネジメントを実現しつつ、ケアマネジャーの業務負担を軽減する観点から、居宅介護支援事業所は個々の利用者に対するケアマネジメントに重点、地域包括支援センターは社会資源への働きかけを含めた地域全体の支援に重点を置くことが適当。この役割を中心に据えつつ、業務の在り方を考えていくことが重要。
- ➔ 居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーが実施する業務については、以下の考え方に沿って、負担の軽減を図る。
 - ・ 法定業務は、ケアマネジャーに求められる役割との関係から、事業所内での業務分担を検討することが必要。特に、利用者と直接関わる業務は、更なる質の向上を図るとともに、その位置づけを整理。
 - ・ 法定業務以外の業務については、ケアマネジャーの業務上の課題というだけでなく地域課題として地域全体で対応を協議すべきものであり、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて協議し、利用者への切れ目ない支援ができる地域づくりを推進。
- ➔ 業務効率化の観点から、ケアプランデータ連携システムの更なる普及促進やAIによるケアプラン作成支援の推進。

業務の種類	主な事例
①法定業務	・利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成
②保険外サービスとして対応しうる業務	・郵便・宅配便等の発送・受取、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗
③他機関につなぐべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援 ・福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き ・入院中・入所中の着替えや必需品の調達
④対応困難な業務	・医療同意

基本的には市町村が主体となり関係者を含めて地域課題として協議

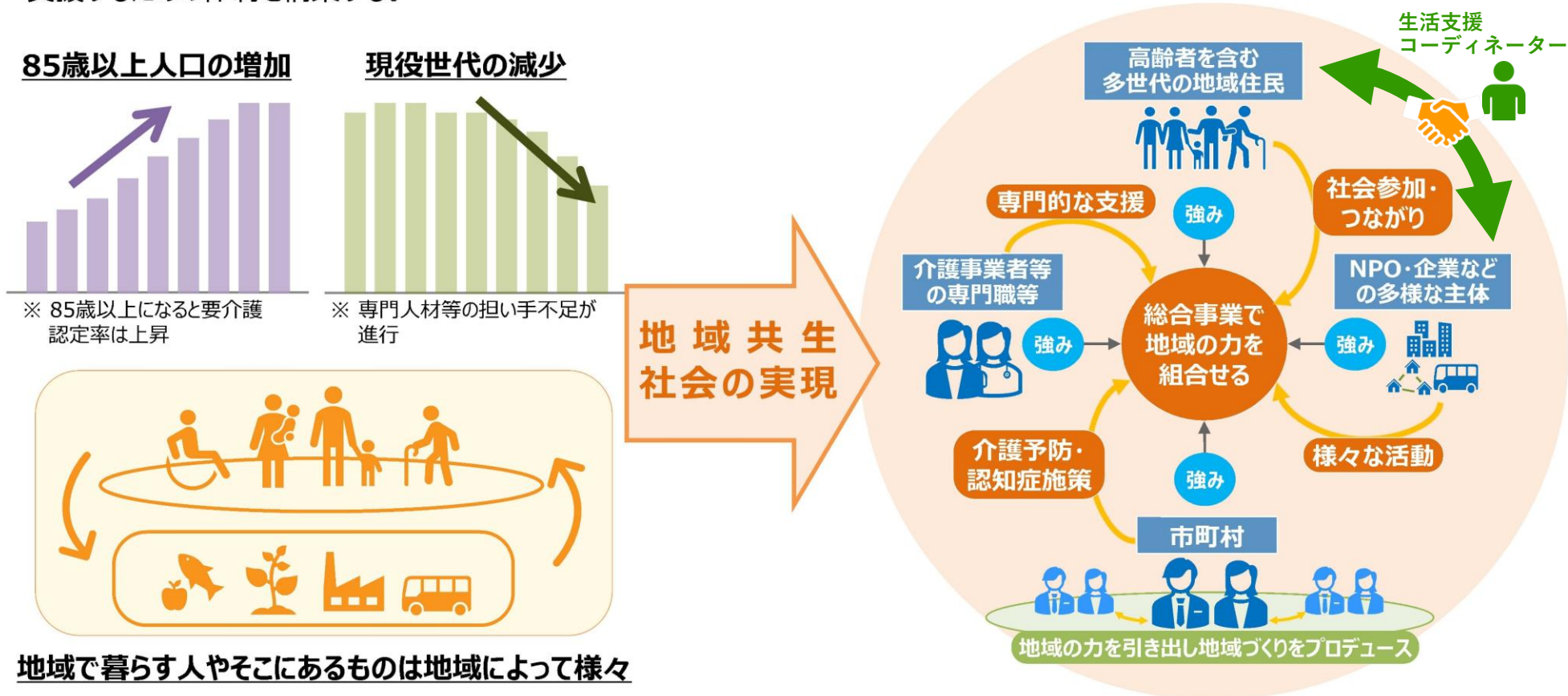
相談体制の整備や地域の関係者からなる協議の場での検討、生活支援コーディネーターなど既存の仕組み、職能団体による事業化やインフォーマルな資源の活用等

～主任ケアマネジャーの役割の明確化や位置付けの検討～

- 主任ケアマネジャーは居宅介護支援事業所・地域包括支援センターいずれでも他のケアマネジャーへの指導・育成の役割を有する。
- ➔ 役割に応じた専門性を発揮するため、制度的位置付けの明確化、研修の在り方、役割に応じた評価の在り方、柔軟な配置等を検討。

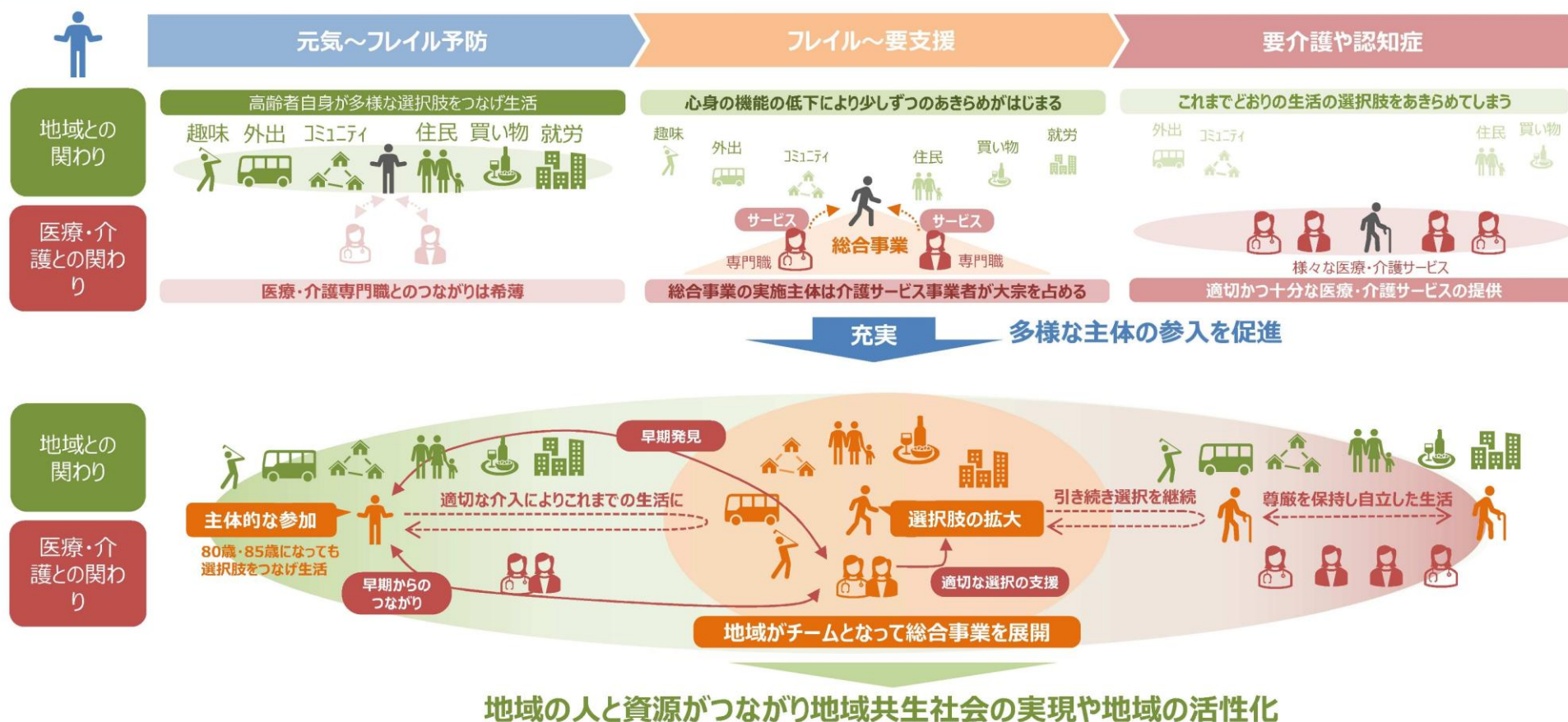
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。**

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他	
		サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動）		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） （住民主体によるサービス・活動）	サービス・活動C （短期集中予防サービス）		その他
		指定	委託				
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い			
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 （訪問介護・通所介護等事業者）	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ● （介護サービス事業者等）	● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等			
基準	国が定める基準を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				これらによらないもの （委託と補助の組み合わせなど）	
費用	国が定める額（単位数） 額の変更のみ可	加算設定も可	サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額				
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者			
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス		
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎の実施 					
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による					
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● （有償・無償のボランティア） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者 	● 保健医療専門職			

その他生活支援サービス その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

多様なサービス・活動の例（令和6年度ガイドライン改正）

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択 支援	多様なサービス・活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり 		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ	通所型の多様なサービス・活動のイメージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合はサービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は訪問型サービス・活動Aとなる ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など <ul style="list-style-type: none"> ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供 ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能 <p>※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と運動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➔ 訪問型サービスと同様 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動 ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と運動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援 ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切） ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動 ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

政令指定都市における多様なサービス・活動の実施状況

令和6年4月1日時点

※ A～Dは実施手法等による分類であり、各自治体は地域の実情に応じてサービス内容を検討する。

A : 多様な主体によるサービス・活動（指定又は委託）
 B・D : 住民主体によるサービス・活動（補助）（Dは訪問型のみ(移動支援)）
 C : 短期集中予防サービス

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
訪問型	A	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○
	C	○	○	—	—	○	—	—	○	○	—
	D	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
通所型	A	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○
	B	—	○	○	○	○	—	○	—	○	○
	C	—	○	○	—	—	—	○	○	○	○
		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
訪問型	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B	○	—※1	—	—	○	—	○	○	—	○
	C	—	—	○	—	—	—	○	○	—	○
	D	—	○※2	—	—	—	—	—	—	—	○
通所型	A	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○
	B	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	C	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○

※1 R8～開始

※2 R8～廃止